

広島県告示第八百号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、平成二十五年十一月十一日までの間、縦覧に供する。

平成二十五年十月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

宇津戸八幡線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		備 考
	新	旧	
尾道市御調町今田字大木田二三八番一地先から 尾道市御調町津蟹字田良丸沖六二五番一地先まで	二〇・五〇 三九・九〇	二・七〇 一八・八〇	敷地の幅員 (メートル) 延長 (メートル)
	九〇三・〇〇	四四九・〇〇	
	ルフト変更 県道吉田丸門 田線と重複		